

自動車登録規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集について

平成20年9月4日
＜問い合わせ先＞
自動車交通局
技術安全部自動車情報課
TEL：03-5253-8111（代表）
（内線 42117）

国土交通省では、別紙のとおり、自動車登録規則等の一部を改正することを予定しています。このため、広く国民の皆様から、本改正に対するご意見を以下の要領で募集します。皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

《意見募集要領》

1. 意見募集の対象
自動車登録規則等の一部を改正する省令案について（別紙参照）
2. 意見募集の期間
平成20年9月4日（木）～平成20年10月3日（金）（必着）
3. 意見募集の要領
別添の意見提出用紙にご記入の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。
なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。
 - （1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）
電子メールアドレス：sharyouhou@mlit.go.jp
国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課 宛て
※題名を「富士山ナンバーに関するパブリックコメント」としてください。
 - （2）FAXの場合
宛先：国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課 宛て
FAX：03-5253-1639
 - （3）郵送の場合
宛先：国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課 宛て
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
4. ご意見の取扱等
皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

